

加古川市社会福祉法人等会計監査アドバイザー設置要綱

平成27年3月6日

福祉部長決定

(設置)

第1条 社会福祉法人等指導監査事業の実施にあたり、専門的な知識、経験を必要とする社会福祉法人等会計監査を円滑に行うため、加古川市社会福祉法人等会計監査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号の非常勤の職員とする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、法第16条各号の規定に該当せず、社会福祉法人等会計監査に関する専門的な知識、経験を有する公認会計士または税理士のうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とし、かつ1会計年度を超えてはならない。

3 前項の委嘱期間は、勤務実績が良好な場合かつ職務内容の特殊性若しくは専門性又は人材確保の困難等で、市長が特に必要と認める場合に限り、再任することができる。

(勤務条件の明示)

第3条 アドバイザーの委嘱にあたっては、身分、委嘱期間及び報酬の額等の勤務条件を書面により明示するものとする。

(職務)

第4条 アドバイザーの職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 社会福祉法人等会計監査に対する専門的な助言及び資料提供

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(報酬)

第5条 加古川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第2号）第2条第2項の規定により任命権者が市長と協議して定めるアドバイザーの報酬は、月額30,000円とする。

(秘密の保持)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解任)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを解任することができる。

(1) 疾病等やむを得ない理由により職務が遂行できなくなったとき。

(2) アドバイザーから辞任の申し出があったときで、市長が相当の理由があると認められたとき。

(3) その他特別の理由があると認められたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。